

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 30 日

e-Rad 運営委員 御中
各府省研究資金担当者 御中

内閣府
政策統括官(科学技術・イノベーション担当)

府省共通研究開発管理システムへの研究成果情報・会計実績情報の登録について（依頼）

平素より、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）における総合科学技術・イノベーション会議への情報提供について、ご協力頂き誠にありがとうございます。

このたび「客観的根拠に基づく政策推進」の取組の一環として、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）において、論文・特許等の成果情報や会計実績の登録を徹底することとなりました。

平成 29 年度実施事業より登録対象となる旨、「研究成果情報・会計実績情報の登録について（依頼）」にてご連絡し、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）運営委員会（平成 29 年度 第 2 回）（平成 30 年 2 月 20 日開催）にて、改めて報告させていただいたところです。

今回登録される実績報告データは、内閣府で集計されたのち科学技術予算の分析と政策立案に活用されます。

つきましては、各関係府省におかれましては、下記のとおり御対応頂きますとともに、所管の独立行政法人等の配分機関においても同様の取扱いがなされるよう、研究機関・研究者への周知をお願いいたします。

記

- 本件は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の対象制度である公募型の研究資金制度*を対象とします。
- 各配分機関担当者は、採択課題に係る各年度の研究成果情報及び会計実績情報を 研究者又は研究機関に入力して下さい。
- 各配分機関担当者は、研究者・研究機関が入力した研究成果情報及び会計実績情報の確定を行って下さい。
- データ登録及び確定の方法、項目及び期限その他操作上の詳細については、以下の e-Rad 操作マニュアルサイトをご参照いただくとともに、不明点については e-Rad コールセンター(0570-066-877)へご連絡下さい。

研究者向け https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html

研究機関向け https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

※研究資金制度とは、予め研究目標、研究課題等が設定され、一定期間、当該目標達成のために研究開発活動を実施することに対して、研究資金（物品費、人件費・謝金、旅費等）を配分する制度を指す。

以上

(別紙資料)

- 別紙 1 関連する政策文書等について
- 別紙 2 客観的根拠に基づく政策推進に向けた関係府省連絡会議の開催について（会議設置紙）
- 別紙 3 客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策の推進に向けた当面の取組方針について
- 別紙 4 研究成果情報・会計実績情報の登録について（依頼）
- 別紙 5 研究力の分析に資するデータ標準化の推進に関するガイドライン（概要）

本件連絡先：

内閣府 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付
参事官（エビデンス担当）付

TEL:03-6257-1330 FAX:03-3581-9790

担当 E-mail：西岡 teruo.nishioka.z2s@cao.go.jp

川地 shinsuke.kawachi.z5v@cao.go.jp

※ご連絡は e-Rad 運営委員又は連絡担当者を通して頂き、各配分機関担当者等からの個別のお問い合わせはご遠慮下さい。